

信濃川中流域水環境改善検討協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「信濃川中流域水環境改善検討協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、信濃川中流部（西大滝ダムから魚野川合流点の間）における水環境及び水利用の現状の把握、それらの調和のための方策を検討し、実現に努めることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 信濃川中流部における水環境及び水利用の現状把握
- (2) 水環境と水利用の調和のための方策
- (3) 宮中取水ダム下流域（宮中取水ダムから小千谷発電所放水口の間）における水環境モニタリングの計画立案、結果評価及び指導・助言
- (4) 西大滝ダム下流域（信濃川発電所西大滝ダムから信濃川発電所放水口の間）における水環境調査の計画立案、結果評価及び指導・助言
- (5) その他、前条の目的達成のために必要となる事項

(組 織)

第4条 協議会は別紙－1に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会に会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めた時もしくは委員の要請があった時に開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省信濃川河川事務所におく。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成11年 1月13日から施行する。

平成13年	7月12日	一部改正
平成17年	3月 4日	一部改正
平成18年	2月10日	一部改正
平成22年	5月26日	一部改正
平成27年	8月10日	一部改正
平成29年	2月23日	一部改正
平成30年	2月 2日	一部改正
平成30年10月	3日	一部改正
令和 2年	1月31日	一部改正
令和 4年	2月 7日	一部改正

「信濃川中流域水環境改善検討協議会」委員名簿

長岡技術科学大学教授	大 塚 悟
〃	細山田 得 三
信州大学教授	平 林 公 男
長岡大学准教授	西 俣 先 子
信州大学准教授	豊 田 政 史
(元)水産総合研究センター 主幹研究員	片 野 修
長 岡 市 長	
小 千 谷 市 長	
十 日 町 市 長	
津 南 町 長	
飯 山 市 長	
野 沢 温 泉 村 長	
栄 村 長	
新 潟 県 土 木 部	河 川 管 理 課 長
長 野 県 環 境 部	水 大 気 環 境 課 長
長 野 県 建 設 部	河 川 課 長
東日本旅客鉄道(株)	エネルギー企画部担当部長
	信濃川地域共創統括室長
東京電力リニューアブルパワー(株)	信 濃 川 事 業 所 長
北陸地方整備局	広 域 水 管 理 官
	水 政 調 整 官
	千曲川河川事務所長
	信濃川河川事務所長